2024年6月27日

# PFI事業における物価変動への対応に関する緊急要望

一般社団法人 日本建設業連合会 総合企画委員会 P F I 部会 部会長 鷺 徳 次

平素より、PFI 事業の推進につきまして、格別のご支援、ご理解を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、昨今、原材料費やエネルギー費、労務費等が著しく上昇する中、物価上昇を 上回る賃上げを実現することは政権の最重要課題であり、官民挙げて、その原資を確 保すべく発注者を含めたサプライチェーン全体で価格転嫁・取引適正化対策を強力に 推進しているところであります。

特に最近では、建設業法等、担い手三法の改正、「労務費の適切な転嫁のための価格 交渉に関する指針」の策定、下請中小企業振興法に基づく振興基準の改定、下請取引 適正化の自主行動計画やパートナーシップ構築宣言の改定など、政府では矢継ぎ早に 価格転嫁対策が打ち出されております。

とりわけ建設業は、「請負」という特性から、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁を進めていくためには、その出発点となる発注者(施主)から原資を得ることが必要であり、発注者に価格転嫁に協力してもらうことが、下請取引の適正な価格転嫁の大前提となることはぜひご理解いただきたいと考えております。

PFI事業は、民間の資金、技術、ノウハウ等を活用しながら、質の高い公共サービスの提供を目指す画期的な事業であり、これまで当団体の会員企業も積極的に取り組んできたところであります。一方で、事業の立案から契約まで長期間に及ぶこと等の特質から、昨今の急激な資材等の価格高騰に対して、新規工事では入札の不調・不落が全国で多発し、また、既契約工事では価格転嫁が円滑に進まずに事業者の損失が急拡大しており、今や、受注者、発注者とも深刻な状況に陥っており、事業の持続性が危ぶまれる状況になっているといっても過言ではありません。

内閣府では、本年1月「PPP/PFI事業における物価変動の影響への対応について」を地方自治体に対し、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を契約金額に適正に反映するよう通知を出していただいておりますが、その後も深刻な状況は基本的に変わっていないと認識しております。

つきましては、こうした厳しい状況をご賢察いただき、下記のとおり、PFI事業において、その特性を踏まえた適切な価格転嫁対策を早急に実施していただくことを切にお願い申し上げます。

記

### 1. 予定価格の適切な設定について

昨今の物価上昇の影響から入札不調・不落が全国で多発しております。その主な 原因として、予定価格作成時点から入札・提案書提出日まで2年程度の期間があ り、その期間の物価上昇分が予定価格に反映されないため、事業者は入札金額を予 定価格に収めることができず、入札を断念したり、契約に至らない案件が続出して いること等があります。入札不調による事業の停滞や、再入札によるコストの増加 は、受注者にとって事業機会の損失となるばかりか、発注者においても多大な損失 を生じており、早急な改善が必要であります。

こうした物価変動等の状況に対して、内閣府におかれても、図1の資料 (PPP / PFI推進アクションプラン (令和6年改定版)の概要)において、「できる限り予定価格の算出日を後ろ倒し」する旨を打ち出されるとともに、本年6月3日に改正された「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」では、「予定価格を定める際は、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させることが必要である」と追記されています。

こうした点を踏まえ、<u>予定価格の設定時期等の以下の内容について、文書により</u> 発注者を指導していただきますようお願いいたします。

- 1) 予定価格の作成時点を、「入札公告日」を基本として統一すること。
- 2) <u>導入可能性調査等の早い時期に予定価格の算出をしている場合には、その後の</u> 物価変動分を、適切に予定価格の決定に反映すること。

# 2. 物価変動に基づくサービス対価の改定について

PFI事業における急激な物価上昇に伴う協議は、公的物価指数に基づく実勢価格とされており、調達可能な市場価格との乖離が非常に大きくなっております。特に昨今の設備工事は、引き合いが多く複数の協力会社から見積りを取ることが困難な状況にあり、発注者の積算と実態はかけ離れた状況にあります。

2022年6月の総務大臣と国土交通大臣の連名による「公共工事の入札及び契約の 適正化の推進について」の通達において、資材等の価格高騰への適切な価格転嫁と して「労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や 工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保され るよう、必要な変更契約を適切に締結するもの」とされています。

また、改正品確法では、発注者の責務として、第7条第1項第13号に「公共工事の契約において市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更及びその適切な算定方法に関する定めを設け、当該定めの適用に関する基準を策定するとともに、当該契約の締結後に当該変動が生じたときは、当該契約及び当該基準に基づき適切に請負代金の額の変更を行うこと。」との規定が新設されており、PFI事業においても発注者の責務として、本規定に基づく対応が求められます。

内閣府におかれても、本年6月3日に改正された「契約に関するガイドラインー PFI事業契約における留意事項について一」の中で、物価変動に関する所要の改 正をされています。

また、同ガイドラインの改正に関するパブリックコメントでの意見に対して「「状況に応じた必要な契約変更」にはサービス対価改定の基準とする物価指数の変更を含むことを、通知等によってお示しすることを検討しております」とも回答されています。

こうした点を踏まえ、PFI事業においては、入札手続きが長期間に及ぶこと、性能発注であり受発注者が同じ単価を持ち合わせていないという特性から、<u>急激な資材等の価格高騰に対し、適切な価格転嫁を発注者に受け入れていただくための早急な対策が必要だと考えており、現下の実情に鑑み、以下の内容について、文書により発注者を指導していただきますようお願いいたします。</u>

#### 1) 基準時点について

改正された「契約に関するガイドライン」においては、「どの時点の物価を「サービス対価」の改定の基準とするかについては、契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが考えられる。」とされていますが、基準時点は、適切な価格転嫁のために極めて重要な事項であることから、発注者に的確に運用していただくためには、趣旨等を明確にすることが必要と考えます。

つきましては、<u>以下の内容について、文書により発注者を指導していただきます</u>ようお願いいたします。

- ① 「サービス対価」の改定の基準日については、「契約に関するガイドライン」 に記載の「契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とすることが 考えられる」を、「入札公告日とする」と限定した運用とすること。 また、サービス対価の改定の基準日(予定価格の作成時点)は、あらかじめ実 施方針等において具体的に特定し、公表すること。
- ② 文書が発出された時点で既に契約されている事業についても、サービス対価の 改定の基準日は、①により運用すること。

また、上記を踏まえ、「契約に関するガイドライン」において「サービス対価」の 改定の基準日について、「契約締結日のほか契約締結日よりも前の入札公告日等とす ることが考えられる。」とあるのを、「入札公告日とする。」に改めていただきますよ うお願いいたします。

## 2) 物価指数について

上記の改正された「契約に関するガイドライン」においては、「選定事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映される物価指数を採用することが必要である。具体的には、当該市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい」とされています。建設工事に関する物価指数としては、いくつかの候補が考えられますが、発注者によって指数の採用が区々となることは避けるべきであることから、適切な指数に統一すべきと思料します。

つきましては、<u>以下の内容について、文書により発注者を指導していただきます</u>ようお願いいたします。

① 「市場価格に対する感応度が高い物価指数」としては、(一財)建設物価調査 会の「建設物価建築費指数」が適切と考えられることから、これを用いること を基本とすること。

その際、PFI事業において、これまで一般的に採用されている国土交通省の「建設工事費デフレーター」や、厚生労働省の「実質賃金指数」は、調達可能な市場価格と大きく乖離していることから、これらの指数を協議の基準として採用しないこと。

- ② 一部の地域や資材等において、「市場価格に対する感応度が高い物価指数」として用いる指数が実態と乖離する場合、あるいは感応度の高い公的物価指数がない場合など、上記指数により難い特別な事情がある場合については、事業者の合理的な見積りに基づきサービス対価を変更すること。また、昨今、設備業者においては、受注が不確実な工事の見積作成を受けてもらえない等逼迫した状況にあるため、実購入先1社の見積りを認めていただくこと。
- ③ 公共工事標準請負契約約款に基づくスライド条項について、国や各地方自治体 によってスライド条項の適用にはばらつきがみられ、全体スライド、単品スラ イド、インフレスライドの一部が認められないことも散見されることから、全 てのスライド条項が適用されるよう、ガイドラインへ明記していただくととも に、早急に全ての発注者に適用されること。

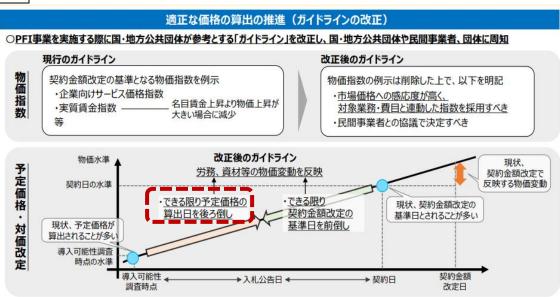
### 3. 適切な入札方式の選定について

PFI事業では、原則として総合評価一般競争入札が採用されております。比較的単純な小規模の工事ばかりであれば、これでも問題ないのかもしれませんが、PFI事業は、むしろ大規模な工事が多く、民間ノウハウを活かした性能発注の中で、仕様や施工方法が複雑化するため、入札方式としては、総合評価一般競争入札ではなく、公募型プロポーザルがより適切と考えられます。

つきましては、<u>PFI事業については、その特性を踏まえ、総合評価一般競争入</u> 札を原則とするのではなく、発注者がより適切な入札方式を選定できるように、規 模が大きく仕様や施工方法が複雑化する工事においては、「公募型プロポーザル方 式」の活用を基本とすることを、文書により発注者を指導していただきますようお 願いいたします。

以上

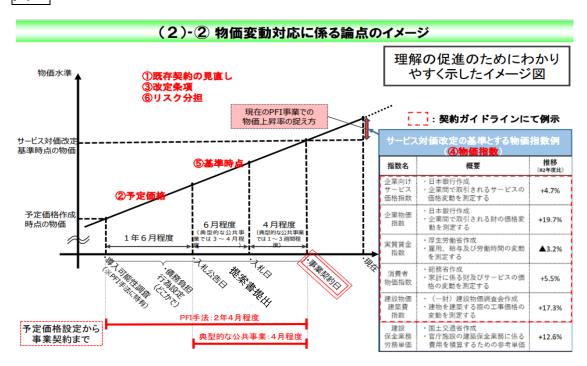




https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan\_r6\_1.pdf

(内閣府 PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)の概要P4より)

# 図2



https://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai/kaisai/keikaku/35kai/pdf/iinkai\_shiryo\_kb3502.pdf

(内閣府 PFI 推進会議計画部会 R6.3.12 資料 P19 より)